

令和7年度版 ひとが輝くまちづくり事業補助金Q & A

令和6年2月作成

区分	Q U E S T I O N	A N S W E R
対象事業	市外や県外、海外で行う事業は対象になりますか？	対象になりません。 市内で行うまちづくりに繋がる活動を対象とします。
	別の補助金との併用はできますか？	併用はできません。
対象経費	対象となる備品の範囲は？	1件1万円以上の機械、道具などで、事業実施にあたり必要性が認められるものが対象です。ただし、以下の項目に該当するものは除きます。 ・汎用性の高いもの（パソコン、スマートフォン等） ・個人使用との区別が明確でないもの、或いは個人の資産になり得るもの ・団体が対象事業以外に活動で使用するもの ※レンタルへの代用が可能なものについては、使用料への転用をご検討ください。
	備品の購入に制限はありますか？	備品費の上限額は、交付決定額の5割以内となります。 ただし、伝統文化の継承事業、活動継続支援事業では金額の上限は設けていませんが、いずれの事業においても、事業に見合った適正な価格・数量を認めるものです。
	補助金で取得した財産は事業終了後、返還しないといけないのですか？	返還は必要ありません。 ただし、補助金の交付の目的に反した使用や、譲渡、交換、貸付、担保に供する場合は、承認申請書を市長に提出し承認を受けなければなりません。 なお、事業終了後、財産の耐用年数を過ぎた場合は、この限りではありません。
	交通費は対象になりますか？	必要と認められる視察調査や講師を招く場合の交通費は対象になります。
	交通費の対象になる範囲はどこまでですか？	国内で日帰りができる範囲の交通費のみ対象になります。 ただし、交付決定額の10%以内、5万円を上限とします。
	団体の構成員への人件費は対象になりますか？	対象になりません。 ただし、業務内容に応じて重機オペレーターなど専門技術者に支払う経費は対象になります。
	食料費は対象になりますか？	弁当代、懇親会費用、酒類等の食料費は対象になりません。 ただし、作業時の飲物や茶菓子程度は対象になります。
	当初申請にない経費でも対象になりますか？	対象になりません。
	商品券等の金券や参加賞景品の購入代金は対象になりますか？	対象になりません。
	事務所の経費や光熱水費は対象になりますか？	団体の運営に係る経費は対象になりません。
	自動車の燃料代や電話料は対象になりますか？	個人使用との区別が明確でないため対象になりません。
補助率・補助額	補助金はどのくらい交付されるのですか？	公開審査会で採点された評価点により、5段階（100%、95%、90%、85%、0%）の採択率を定めています。 交付額は、申請額×採択率で計算します。 ※予算の範囲内で、評価の高い順に補助額を確定しますが、予算を超過した場合、下位の団体は採択されない場合があります。
採点基準	不採択となることがありますか？	採点結果により評価の高い上位の団体から交付額を決定していきます。 上位から順次予算を割り当て予算超過した場合、下位の団体は不採択となることがあります。
	採否結果はいつわかるのですか？	公開審査会終了後、会場にて発表します。

令和 7 年度版 ひとが輝くまちづくり事業補助金 Q & A

令和 6 年 2 月作成

区分	Q U E S T I O N	A N S W E R
事業の実施	事業はいつから実施できますか？	事業が実施できるのは、交付決定日以降となります。支出（領収書の日付）が、交付決定日前のものは補助の対象外となりますのでご注意ください。
	当初の計画に変更が生じた場合、どのような手続きが必要ですか？	次の場合、変更申請手続きが必要になります。事務局へ相談の上、事前に内容変更届を提出し承認を受けてください。 ・事業計画及び予算が大幅に変更となる場合（予算の科目ごとに 3 割以上の増減がある場合。ただし、予算が 1 万円以下の場合を除く。） ※事後に相談を受けるケースが多く見受けられます。必ず事前にご相談ください。 ※変更承認を受けずに支出した経費は原則、補助の対象外となります。
補助金の交付	補助金はいつもらえますか？	実績報告による補助額の確定後、請求書をご提出いただき、補助金を交付します。
	事業実施途中で資金が必要な場合は？	活動を始めるにあたり資金が必要な場合は、交付決定額の 8 0 % 以内で概算払いができますので、請求書を提出してください。
事業の進捗状況	事業の期間中に検査などがありますか？	1. 事業の進捗状況を把握するため中間調査を 10 月頃に行います。調査方法は事業区分ごとに以下のとおり。 ①まちづくり委員会審査対象事業 ・書類による報告 ②公開審査会審査対象事業 ・書類による報告とヒアリング ・拠点施設や事業個所が明確な団体は、現地視察を行います。 2. 個別調査を随時行います。 ・イベント等を開催する団体は、公開審査会審査員またはまちづくり委員会委員が個別に開催状況を調査します。

◇その他

- ・ Q & A は問い合わせに応じて順次更新します。
- ・ 担当 大町市総務部庶務課市民活動支援係 TEL.0261-22-0420（内 831）